外国人登録証明書の有効期限

在留の資格	年 齢		有 効 期 限
特別永住者	16歳以上	次回確認の基準日(注1): 2015年7月9日以降 次回確認の基準日(注1):	次回確認の基準日まで
			2015年7月8日まで
	1 6 歳 未	満	16歳の誕生日まで
永住者 (注2)	16歳以	上	2015年7月8日まで
	1 6 歳 未	満	①2015年7月8日 ②16歳の誕生日 ①、②のいずれか早い日まで
特定活動(4•5年) (注3) (注2)	16歳以.	F	①2015年7月8日 ②在留期限 ①、②のいずれか早い日まで
	1 6 歳 未	満	①2015年7月8日 ②在留期限 ③16歳の誕生日 ①, ②, ③のいずれか早い日まで
上記以外の在留資格 (注2)	16歳以	上	在留期限
	1 6 歳 未	満	①在留期限 ②16歳の誕生日 ①、②のいずれか早い日まで

- (注1)「次回確認の基準日」とは、外国人登録証明書の顔写真の横に書かれている日にちのことです。
- (注2) 有効期限前に、外国人登録法で定められた次回確認の基準日が来ても、在留カードに切り替える必要はありません。
- (注3) 4年,もしくは5年の在留期間を持つ場合のみです。特定活動であっても,在留期間が3年以下の場合は,「上記以外の在留資格」をご確認ください。